

聖隷クリストファー大学学術情報リポジトリ運用規程

(趣旨)

第1条 この運用指針は、聖隷クリストファー大学(以下、「本学」という。)学術情報リポジトリ(以下、「リポジトリ」という。)の運用に関し必要な事項を定める。

(登録対象)

第2条 リポジトリに登録・蓄積・保管(以下、「登録」という。)する教育・研究活動の学術成果物は、次に掲げるものとする。(文字資料以外の電子的資料(画像・データ集)を含む)

- (1) 学術論文(学術雑誌掲載論文、プレプリント、学会発表資料等)
 - (2) 学位論文(博士論文、修士論文、課題研究論文、卒業論文、学位論文要旨等)
 - (3) 教育資料(講義資料、講演記録、プレゼンテーション資料等)
 - (4) 各種研究成果物の根拠となる研究データ
 - (5) 紀要、論文集等
 - (6) 研究成果報告(科学研究費報告書、共同研究費配分採択研究成果報告書等)
 - (7) 広報誌・報告書、年報等
 - (8) その他、図書館長が適当と認めたもの
2. 前項のうち、公開することに支障がないものに限る。

(登録者)

第3条 リポジトリに学術成果物を登録することができる者(以下、「登録者」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 本学に在籍する、または、在籍したことのある教職員及び学生
- (2) 本学の部局・団体等
- (3) 本学から博士の学位を授与された者
- (4) その他、図書館長が特に認めた者

(登録手続き)

第4条 登録者は、図書館長に聖隷クリストファー大学学術情報リポジトリ登録申請書(以下、「登録申請書」という。)を提出するものとする。ただし、図書館と登録者との間に登録申請書に相当する合意が得られている場合は、この限りではない。

2. 図書館と登録者との間に登録申請書に相当する合意が得られている場合は、本規程第2条の(2)(5)(6)(7)のうち、図書館運営会議の議を経て研究推進委員会に上程され、掲載を決定している場合をいう。

(共著者)

第5条 共著者等の登録者以外の著作権者がある学術成果物を登録する場合は、あらかじめ登録者がこれらの許諾を得るものとする。

(リポジトリにおける取り扱い)

第6条 聖隷クリストファー大学は、リポジトリに登録されている学術成果物を以下のように取り扱う。

- (1) 当該学術成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) 複製物の保全(バックアップ)及び利用のための複製を行う。
- (3) 学内外の各種システム等との連携のために、学術成果物の複製及びメタデータを提供する。

- (著作権)
- 第7条 学術成果物等の著作権は、リポジトリに登録された後も著作権者に留保される。
- (登録・公開)
- 第8条 図書館は、学術成果物について、書誌情報や抄録等のメタデータとともにリポジトリに登録し公開する。
- (デジタルオブジェクト識別子)
- 第9条 公開された学術成果物に対してデジタルオブジェクト識別子(DOI)を付与する。
- (利用条件)
- 第10条 学術成果物及びメタデータに含まれる抄録を利用する者は、著作権者に許諾を得なければならない。ただし、私的使用目的での複製や引用等、著作権法で定める権利制限規定の範囲内の利用や著作権者が利用条件を明示している場合はこの限りではない。
- (削除・非公開化)
- 第11条 リポジトリに登録された学術成果物は、次の場合に削除、あるいは、非公開化することができる。
- (1) 登録者が、理由を付して学術成果物の削除、あるいは、非公開を申請し、それを図書館長が承認した場合
 - (2) 登録された学術成果物が社会通念上又は情報セキュリティ上の問題を生じることが判明した場合
 - (3) その他、図書館長が登録・公開することを不適切と判断した場合
- (媒体変換)
- 第12条 図書館は、学術成果物の恒久的な公開・保存のため、学術成果物を適切な記録媒体に変換する権利を有する。
- (免責事項)
- 第13条 リポジトリに登録した学術成果物の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。
2. 本学は、リポジトリに登録した学術成果物の公開または利用によって生じた損害および不利益について、その責任を負わないものとする。
- (その他)
- 第14条 この運用規程に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、関係者間で協議の上、定めるものとする。
- (事務)
- 第15条 リポジトリに関する事務は、図書館事務センターにおいて行う。
- (改廃)
- 第16条 この規程の改廃は、図書館運営会議、研究推進委員会の議を経て、部長会が行う。
- 附則 この規程は、2024年4月1日から施行する。